

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 条例第24条の6第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、勤勉手当の支給割合について、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条又は第15条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とすることとする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の71</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満</p> <p>2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定めるときには、当分の間、教育委員会が人事委員会に協議して定めるところによるものとする。</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定</p>	<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 条例第24条の6第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、勤勉手当の支給割合について、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第14条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とすることとする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 条例第7条第9項に規定する再任用職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の145</p> <p>(2) 再任用職員 6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の80</p> <p>2 前項に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。</p>

めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40超

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40未満

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

第16条 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。

第17条・第18条 略

別表第3（第17条関係）
略

第15条・第16条 略

別表第3（第15条関係）
略

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年6月に支給する勤勉手当の成績率については、改正後の第14条又は第15条の規定により難い特別の事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会に協議して、別段の取扱いをすることができる。